

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 10 月 24 日現在

機関番号：17401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730060

研究課題名(和文) イギリス法におけるマネー・ロンダリング規制の理論と実務

研究課題名(英文) The Theory and Practice of Money Laundering in England and Wales

## 研究代表者

澁谷 洋平 (Shibuya, Yohei)

熊本大学・法学部・准教授

研究者番号：20380991

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、犯罪的活動によって生じた財産の同一性や発生源を隠匿・偽装等して合法的な資金とする活動全般、すなわちマネー・ロンダリング(以下、「ML」)規制の在り方を探究するため、イギリスにおける理論と実務の現状と課題を調査・分析しようとしたものである。

本研究では、イギリスの「2002年犯罪収益法」に焦点を当て、とりわけML犯罪の成立要件及び阻却事由、刑事的没収による犯罪財産の剥奪手続、ML規制を所管する諸機関による法執行等につき、裁判例の動向や議論の状況を調査し、その特徴と問題点を検討することを通じて、日本におけるML罪の解釈・適用や法執行の方法につき参照可能な知見と今後の検討課題を析出した。

研究成果の概要(英文)：For the purpose of exploring the proper ways of prevention and punishment for money laundering, and that of deprivation of criminal proceeds, I've tried to research and analyze the theory and practice of money laundering in UK.

In this research, focussing the UK Law, Proceeds of Crime Act 2002, I've researched and considered a number of features and problems of money laundering in UK, particularly the requirements and defences for the offences of money laundering, the procedures for confiscation of criminal property, and the practices of many authorities working for regulating and preventing the money laundering.

Through this research, I've obtained many significant knowledges and view points which are available to the interpretation for money laundering offences and the better way of law enforcement, and found out some difficult problems to be solved in Japan.

研究分野：刑事法学

キーワード：刑法 マネー・ロンダリング 犯罪収益

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) マネー・ロンダリングについて

犯罪的組織及び団体に対する刑事法的規制及び対応は、資金源となる犯罪の多様化及び巧妙化、越境性及び広域化などの諸要因を背景として、全世界が協調して取り組むべき喫緊の課題の1つとなってきた。

犯罪的組織及び団体に対する刑事規制の手段には多様なものがあり得るところ、およそ違法な犯罪活動によって当該組織及び団体が得た不法な財産が将来の更なる犯罪活動に再投資され、又は適法かつ健全な経済活動に対して深刻な影響を及ぼすことを未然に防止するためには、「不法な犯罪収益を適正に剥奪すること」と並び、収益の起源又は由来を隠匿・仮装するなどの「資金洗浄」(マネー・ロンダリング(以下、MLと略記する))を犯罪化することは、その1つの重要な手段である。

1988年に国連で採択された、いわゆる「麻薬新条約」(MLの犯罪化を締約国に求めるもの)や、1989年のアルシュ・サミットにおいて設立された政府間会合である「金融活動作業部会(Financial Action Task Force(FATF))の、いわゆる「40の勧告」の策定・改訂、「8の特別勧告」の「9の特別勧告」への改訂等、FATFによる定期的な相互対査・評価といった取り組みは、かかる国際的動向の現れである。

### (2) 日本の状況

こうした犯罪収益対策に向けた国際的な取り組みの中で、日本も、薬物犯罪に焦点を当て、当該犯罪による不法な収益の隠匿や收受等のMLを禁止した1991年の「麻薬特例法」を嚆矢として、MLの対象を薬物犯罪以外に拡大した1993年の「組織的犯罪処罰法」、金融機関による本人確認や疑わしい取引の報告義務等を定めた2007年の「犯罪収益移転防止法」などが順次制定されてきている(例えば、城祐一郎『マネー・ロンダリング罪 捜査のすべて』(2014))。

### (3) 比較法的研究の必要性

かかる日本の法制度、及びMLに対する姿勢はどちらかといえば「抑制的又は限定的」であるとされてきたところ、この種の規制が運用方法を誤れば市民的自由に対する深刻な脅威となり得る点に鑑みれば、その姿勢自体、十分評価に値する。

その一方で、諸制度を基礎づける各法の条文の文言が時として抽象的であって、解釈の余地を多分に残していること、日々深刻化及び広範化する組織的犯罪に決定的な打撃を与えるための手段として、敢えていえば過酷な運用が要請され得ることを想起すれば、刑事法の人権保障のための基本原則と抵触することがないかどうか、慎重な検討、配慮が必要である。

そこで、MLに対する多様な国際的取り組み、制度設計とその運用を調査・分析し、日本とは異なる制度及び運用がどの程度の成果を挙げ、同時にいかなる課題を抱えているのかを正確に認識することは、日本における将来的なML規制の在

り方を考えていく上で重要である。

この点、MLの母国ともいべき米国については、比較的多数の先行研究があるものの、同じ英米法系に属し、MLに対し、いわゆる「リスク・ベースト・アプローチ」を採用して「相当に先進的な対応を試みている」と評価されるイギリス(イングランド及びウェールズ)については、必ずしも同等の状況といえない。

イギリスのML規制は、従来、1986年の「薬物取引犯罪法(Drug Trafficking Offence Act)」及び1988年の「刑事司法法(Criminal Justice Act)」により行われてきたが、2002年の「犯罪収益法(Proceeds of Crime Act(以下、2002年法と略記する))」により、刑事的没収(criminal confiscation)及び民事的回復制度(civil recovery)の導入、犯罪収益対策の専門機関としての「資産回復庁(Asset Recovery Agency)」の創設、

の捜査のための「財務調査権限」の導入と並び、従来の2法を一本化する形で、一般的なML罪が創設された。そして、この間の状況を詳細に調査し、又は検討した先行研究はみられたものの(例えば、奥野省吾「英国における犯罪収益対策の最近の動向 2002年犯罪収益法を中心に」警察学論集58巻5号100頁)、その後の状況に関する調査・研究が十分に行われているといえない。

イギリスでは、2002年法の制定後、上記の一般的なML罪の成立要件(法解釈)に関する多くの判例が蓄積されているほか、上記の刑事的没収制度と欧州人権条約(European Convention on Human Rights)との整合性が争われ、上記の「資産回復庁」が2007年の「重大犯罪法(Serious Crimes Act)」の制定により廃止され、職務が「重大組織犯罪局(Serious Organized Crime Agency)」に移管されている。さらに、2002年法の下位規範として制定された2005年の「資金洗浄規則(Money Laundering Regulation)」が2007年「同規則」に改正されるなど、数多くの改正が行われてきたところである。

## 2. 研究の目的

本研究は、上記1.の背景に照らし、2002年法制定から10年以上が経過したイギリスにおけるML規制に焦点を当てた上で、実体法(ML罪の成立要件及び阻却事由等)、手続法(刑事的没収及び民事的回復制度の手続及び運用)、及び法執行の実務を併せて調査し、英国におけるML規制の理論と実務の現状と課題を明らかにすることを通じて、日本法への示唆を探究及び導出することを目的とするものである。

## 3. 研究の方法

### (1) 研究対象と期間区分

本研究は、イギリスにおけるML規制の実体法、手続法、法執行という3点について、3年間の研究期間を下記(2)~(6)の5つに区分した上で進めてきた(但し、イギリスの刑事法研究者に対するヒアリング調査が実施困難であった

などの諸般の事情により、研究期間の延長を申請して承認を受け、実際には4年間の研究期間となった。

#### (2)第1期 [実体法研究]

本期間は、日本におけるイギリス法の先行研究を十分に踏襲した上で、2002年法のうち、ML罪の成立要件及び阻却事由等について調査・分析する。

具体的には、犯罪財産隠匿等罪(2002年法327条)、マネー・ロンダリング参画罪(同328条)、犯罪財産收受等罪(同329条)の各罪の成立要件のほか、共通の要素である「犯罪財産(criminal property)」の概念などに関する判例及び学説、「疑わしい取引の報告」(2007年資金洗浄規則)の内容等を調査・分析する。

#### (3)第2期 [手続法研究]

本期間は、2002年法のうち、刑事的没収制度について調査する。

具体的には、没収対象となる「犯罪利益額」の算定(2002年法10条、75条等)や没収命令における「回復可能額(recoverable amount)」と「入手可能額(available amount)」の決定(2002年法6条、7条、78条等)につき、民事的手続及び証明原則(挙証責任の転換及び証拠の優越)が採用されていることをはじめ、に関する判例及び学説を調査・分析する。

#### (4)第3期 [法執行研究]

本期間は、ML規制の法執行機関について調査する。

イギリスのFIUとして創設された「資産回復庁(ARA)」の職務内容、法執行の状況、その後の組織改廃(重大組織犯罪局(SOCA)、国家犯罪局(National Crime Agency)の創設)などの最新状況を追跡調査する。その他、イギリスのML規制を指導する「財務省(HM Treasury)」、「金融サービス局(Financial Services Authority)」などについても、随時調査を行う。

その他、各種の統計・資料等を参照し、イギリスにおけるML規制の運用実績についても調査する。

#### (5)第4期 [比較法研究]

本期間は、まず、第1期から第4期までの調査結果を総合し、イギリスにおけるML規制制度の全体像を正確に整理する。

次に、イギリスの法制度の特徴、現状及び課題を析出した上で、日本法への示唆を探究する。

#### (6)第5期 [研究総括]

本期間は、本研究で得られたイギリスのML規制に関する実体法、手続法、及び法執行に関する知見及び課題等を総括した上で、今後の日本におけるML規制制度の望ましい方向性を視野に入れながら、論文執筆に従事し、本研究の目的(上記2.)の達成を図る。

## 4. 研究成果

### (1)実体法

まず、3つの基本的なML罪に共通する「犯罪収益性(criminal property)」については、当該財産が「何らかの犯罪」(いわゆる「前提犯罪(predicate offence)»)から生じたものである必要がある(客観的要件)ものの、当該前提犯罪の訴追・立証までは不要である。なお、犯罪財産の定義が緩和されていることから、被告人側に「犯罪財産でないこと」の立証負担が求められ、その程度が問題とされていたところ、当該財産が特定の行為類型に由来し、かつ右行為類型が不法であることの証明、又は当該財産の処理状況に鑑み、犯罪からのみ派生し得るとの反証し得ない程度の推定を得ることによるとされ(Anwoir, [2008]EWCA Crim 1354)、訴追側の不公正の防止にも目が向けられているが、その立場はなお明らかでない。同時に、当該財産に関与する行為者が右犯罪収益性を「認識し(know)又は疑っている(suspect)」ことも必要である(主観的要件)。従って、犯罪財産性は、各人の主観により相対的なものとなること、及び「疑念」という日本法に馴染みの少ない心理状態が用いられているところに特徴がみられる。

次に、犯罪収益隠匿等罪(2002年法327条)は、隠匿、偽装、変換、移転、国外移送の5つを禁止するところ、「変換」や「移転」の意義について争われた裁判例(Fazal, [2009]EWCA Crim 1967)があるものの、上記5つの行為は重なることがあり、起訴状(indictment)への択一的記載も許される(1971年正式起訴規則7条)ようで、犯罪財産に関与する多様な行為を相当に幅広く捕捉・処罰し得る形となっている。

ML参画罪(同328条)は、犯罪財産の獲得や使用等を促進する計画への関与を禁止するが、裁判例(Geary, [2011]1 Cr App R 8)によれば、財産は「計画関与時点で犯罪財産でなければならず」、計画遂行により犯罪財産となることでは足りないとして、本罪の1つの限界が示されている。この点は、犯罪財産取得等罪(同329条)も同様である。なお、本罪は、自己の犯罪財産の自己使用等をも捕捉することから、財産罪を犯した者のほとんどに適用があり得る点に特徴がある。

かかるML罪の既遂犯が有する処罰範囲の広さに加えて、ML罪の「未遂」及び「共謀」、「教唆」及び「幫助」もML罪を構成するとの定義規定(2002年法340条11項)が置かれることで、同罪の処罰時点が相当に早期化されている。

さらに、上記3つのML罪には、犯罪阻却事由(defences)として、「所轄官庁への情報開示(authorized disclosure)の実行、若しくは「その不実行に関する合理的理由の存在」(2002年法338条)、「制定法上の任務遂行」や「金融機関の行為」(327条2A~C項など)、「当該行為が英国外で行われ、かつ被国では犯罪行為でないとの認識又は確信」(2005年重大組織犯罪及び警察法102条)が、犯罪財産收受等罪(329条)については、「適切な対価(adequate consideration)」という特別の事由

が、それぞれ明示的に設けられている点(2002年法 329 条 2 項)も特徴である。但し、かかる諸事由の挙証責任が明示されていないため、これを訴追側と被告人側の何れが負うのか、議論が続いていることも確認された(Hogan v DPP, [2007]1 WLR 2944)。

## (2) 手続法

何よりも、刑事的没収が民事的手続及び証明原則に拠る点、とりわけ没収命令の決定に際して、「犯罪生活スタイル」を有する者に対する犯罪利益額の「推定」を行い、被告人側が反証責任を負う点につき、「公正な裁判を受ける権利」及び「無罪推定原則」を定める(欧州人権条約 6 条との整合性が、旧法時代から争われてきたが、貴族院(最高裁)は、有罪無罪の認定と量刑とを区分する、いわゆる手続二分論(形式面)と、被告人に対する保障措置(実質面)を根拠とし、条約適合性を周到に検討した上で、一貫して適法と解している(Briggs-Price, [2009]1 AC 1026)。陪審制を擁するイギリスに馴染みやすい思考及び制度かもしれない。それと同時に、2009 年の「公訴官指針(Code for Crown Prosecutors)」が「訴追側の最大限の注意」を求めることで、手続の濫用による「真に抑圧的な」没収命令の発動の抑制が図られている。

こうした刑事手続における推定と証明責任の主体及び内容に係る問題は、実体法上の要件の場面でも随所に登場しており、イギリスの大きな特徴を構成している。

また、没収命令と同時に条件付自由刑の賦課が可能な点(2000 年刑事裁判所権限(量刑)法 139 条)は、同命令の履行を確保する手段として有効なものである。

## (3) 法執行

まず、刑事的没収や民事的回復の所管庁として創設された「資産回復庁(ARA)」が廃止され、「重大組織犯罪局(SOCA)」(2007 年重大犯罪法 74 条)を経て、現在、内務省下の「国家犯罪局(NCA)」(2013 年犯罪及び裁判所法 1 条)がこれを所管し、同国の FIU として活動していることが確認された。

NCA は、組織的犯罪(約 5,800 の犯罪組織が活動していると見積もられている)による社会経済的損失が年 240 億ポンド、これを可能ならしめる ML 行為が重大な国家的脅威であるとした上で、2007 年資金洗浄規則の所轄庁である「財務省(HM Treasury)」や「重大詐欺局(Serious Fraud Office)等の諸機関と連携して、「反 ML 行動計画」に基づき、犯罪財産の「情報及び証拠の収集」、「現金差押え及び没収」、「保全及び没収」、「民事的回復及び課税処分」等の取組みを進めている(NCA, UK National Risk Assessment of Money Laundering and Terrorist Financing(2015))。

ML の予防策として重要な「疑わしい取引の報告(Suspicious Activity Reports(SARs))」の 2014 年の件数が 354,186 件(前年比 +11.9%)と伸びているのに加えて、CSV データによるもの

が大部分であるものの、SARs オンラインに 2,730 の新規登録があったことも注目される。

## (4) 示唆と展望

本研究では、いわゆるリスク・ベース・アプローチの最先端を行くイギリスの ML 規制の理論と実務につき調査を試みた結果、とりわけ実体法及び手続法の面で、犯罪収益の適正な剥奪に向けて、日本とは相当に異なる特徴的な概念、成立要件、柔軟な制度等を擁した上で、ML 規制及び対策に臨んでいることが確認された。

かかるイギリスの取り組みは ML、ひいては組織的犯罪への効果的な対策の難しさを物語るものである反面、刑事手続の原則の例外を認める様々な推定制度、ML 罪の処罰時期の早期化(とりわけ共謀罪(conspiracy)の導入の是非それ自体、日本法にとり、きわめて重大な問題である)などにいたっては、刑事法における人権保障の重要性という観点から、相当に周到な防護柵を整えることが前提であることが改めて認識された。

他方、日本でも、「前提犯罪」の立証程度及び方法、犯罪収益性の「認識」の程度(可能性の認識で足りるのか)、犯罪財産に(いわば形式的に)関与した金融機関や専門家の刑事責任の如何といった点が議論され、裁判例が蓄積されつつあるほか、「疑わしい取引の報告」の受理件数も 399,508 件(2015 年)と伸びてきている(JAFIC「犯罪収益移転に関する年次報告書」(平成 27 年))など、イギリスの多数の裁判例の蓄積や法執行機関による多様な取組みの状況を理解しておくことは、これらの問題にアプローチする際の 1 つの参考になるとと思われる。そして、最終的には、イギリス及び日本の両国の裁判制度、実務・運用等の違いに十分配慮した上で、日本の ML 規制の望ましい在り方を慎重に検討していく必要がある。

もとより、本研究自体、実体法に係る研究に大きくコミットした結果、イギリスの刑事的没収制度と日本の犯罪収益没収制度との比較、イギリスの民事的回復制度の現状及び課題、ML 捜査の実態及び捜査手法の許容性などの諸点について、具体的な調査及び十分な検討を及ぼすことができなかった。

FATF による相互審査結果に基づく指摘をはじめ、ML 規制制度の整備・拡充に向けた国際的要請は、今後も一層強まっていくことが予想される。本研究で得られた知見に加え、最新の国際的要請及び動向に意を払いながら、上記諸点について継続的に研究を進めることが今後の課題である。

## 5. 主な発表論文等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

澁谷 洋平(SHIBUYA, Yohei)

熊本大学・法学部・准教授

研究者番号:20380991